

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第9回通常総会〉

—令和2年度事業報告・収支決算報告— 渋谷税務署異動報告・會田署長退任あいさつ・新幹部ご紹介

2021.8・9
No. **571**
令和3年

第9回通常総会(全議案原案通り可決)	3
インボイス制度オンライン説明会のご案内	7
障がい者等、社会的弱者を幸せにする	10
法人会事業ア・ラ・カルト	12
都税コーナー	14

法人会掲示板 8・9月

8月・9月(10月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 9月7日 経理実務講座①
- 9月8日 正副会長会・監事会
- 9月8日 理事会
- 9月13日 ビジネスマナーセミナー
(5/19→7/14から延期)
- 9月14日 経理実務講座②
- 9月21日 経理実務講座③
- 9月28日 経理実務講座④
- 10月5日 経理実務講座⑤
- 10月12日 経理実務講座⑥

※10月から11月に各ブロックで税務講習会を開催する予定です。主な内容は、『消費税のインボイス制度について』を予定しています。

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

セミナーオンデマンドとDVD無料レンタルのご案内

渋谷法人会HPから税務、経営、労務等会社経営に役立つセミナーをご覧いただけます。

会員でない方でもご覧いただけるものもありますが、会員の方は是非、メールアドレスの登録をして、会員専用セミナーもご覧下さい。

また、“マイナンバー”をはじめ簿記、ビジネスマナー、エクセル講座や職場のストレスケアなどの知識を得られるDVD無料レンタルもあります。(会員のみ)

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ

渋谷法人会

検索



決算法人説明会のお知らせ

日時 令和3年9月15日(水)・16日(木)
各午後1時30分～3時30分

場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 令和3年10月19日(火)
午後1時30分～3時30分

場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

【訂正とお詫び】

No.570しぶや法人6・7月号の表紙写真のキャプションが、「渋谷スクランブルスクエア」となっていましたが、『渋谷ストリーム』の間違いでした。訂正の上、お詫びいたします。

事務局からのお知らせ

8月10日(火)から13日(金)は事務局職員の夏季休暇とさせていただきます。

研修会・講習会等の開催について

新型コロナウイルス感染はまだまだ予断を許さない状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、**開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡**を差し上げますと同時に、**当会ホームページに掲載**いたします。

ソーシャルディスタンス確保のため、**通常より定員を少なく**させていただきます。ご参加いただく際は、**必ずマスクの着用**をお願いいたします。また、当日体調の悪い方は、参加を**ご遠慮**いただこうをお願いいたします。

会場での**検温**にご協力下さい。当日は**座席を指定**させていただきますと同時に**配席表を作成**いたしますので、お申込みの際は、**フルネーム**をお知らせ下さい。

公益社団法人
渋谷法人会

第9回通常総会

全議案原案通り承認可決 第9回通常総会終了



長島会長挨拶

去る6月18日(金)午後3時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第9回通常総会を開催しました。(令和3年3月末有効議決権数3,227 委任状1,703 出席78)

当日は、第3回の緊急事態宣言中ではありましたが、今年度は役員改選の年に当たり、改選後臨時理事会を開いての執行部の選出等もあるため、懇親会は開催せず、総会のみで開催とし、会員の方々には出来るだけ、委任状のご提出をいただくよう、開催案内を差し上げ、ご来賓は、渋谷税務署と渋谷都税事務所のみとさせていただきます。

会員の皆様のご理解とご協力により、委任状も早々に過半数に達し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

臨時理事会において選出されました、業務執行理事及び常任理事の方々は、次の通りです。

業務執行理事 <敬称略>

会長	長島 祐司		
副会長	新居 常男	厚生委員長	源泉研究部会担当
副会長	渡辺 博	総務委員長	女性部会担当
副会長	野口 アキラ	広報委員長	
副会長	雨宮 孝幸	組織委員長	
副会長	松井 美千代	財務委員長	
副会長	有明 利昭	事業研修委員長	
副会長	遠藤 久介	税務委員長	
副会長	増田 泰雄	社会貢献委員長	青年部会担当

常任理事 <敬称略>

第1ブロック長	新村 俊三	第7ブロック長	飯島 良臣
第2ブロック長	並木 宏道	第8ブロック長	光山 和徳
第3ブロック長	小林 英雄	第9ブロック長	野口 アキラ
第4ブロック長	伊藤 一三	第10ブロック長	細川 信和
第5ブロック長	梅原 伸二郎	第11ブロック長	海老名 孝
第6ブロック長	荻 英夫		



祝辞：會田渋谷税務署長



祝辞：笹本渋谷都税事務所長



退任理事感謝状贈呈



納税表彰者記念品贈呈

正しい税知識を学ぼう

令和2年度事業報告

<概況>

令和2年度は「法人会の基本理念」に則り、納税意識の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成し、組織的に事業活動を展開するための事業計画を策定いたしました。新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態に陥り、世界経済を大混乱に陥れました。

日本政府は4月に緊急事態宣言を発令し、外出自粛要請により、経済に大きなダメージを受けました。

“3密回避”“ソーシャルディスタンスの確保”など「ニューノーマル元年」と言える年でした。そしてテレワークの急速な普及により、時差通勤や在宅勤務が日常となり、ウェブ会議も定着しました。

その様な中で、東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする様々なイベントが中止や延期、規模の縮小を余儀なくされました。

政府・自治体ならびに金融機関により特別貸付や実質無利子・無担保融資・持続化給付金など資金繰り支援が行われましたが、コロナ禍が終息には至らず、落ち込んだ売上の回復メドが立たないまま、資金繰り支援を受けた分だけ、過剰債務に拍車がかかっている事業主もありました。

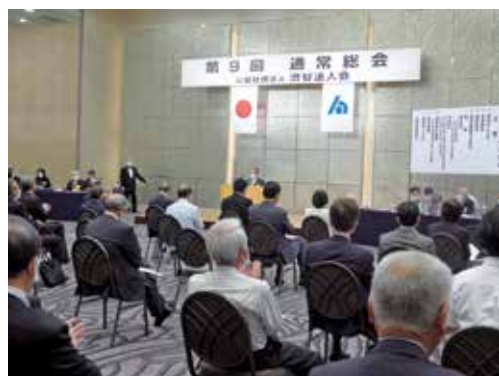
税制面では、企業の内部留保を投資に回す「オープンイノベーション税制」の創設で、設立10年未満の非上場企業に1億円以上、中小企業には1,000万円以上を出資すると、出資額の25%を課税所得から控除して法人税を軽減することが出来るようになりました。

尚、地方を活性化するため、「企業版ふるさと納税」は期限を5年間延長し、控除額も6割に引き上げられ、寄付額の3割を損金に算入出来るため、実質的には約9割軽減になります。

また、交際費課税は中小法人に対しての特例は2年間延長され、更に少額減価償却資産の損金算入制度は見直しを行った上、適用期間が2年間延長されることになりました。

このような状況下で税務情報・知識の普及推進のため、様々な事業を計画を実施しましたが、総会をはじめ多くの事業の中止・延期あるいは、大幅に定員を削減しての事業活動を余儀なくされました。

青年部会は、部会の主軸の事業に定着した「租税教室」を区内小学校1校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることが出来ました。



議案審議

女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」は、長期休校によるカリキュラムの遅れへの負担を避け、中止といたしました。

また、社会貢献委員会の「区内特養ホーム慰問」も感染拡大防止のため中止いたしました。渋谷区と渋谷社会福祉事業団へは、新型コロナウイルス感染症対策等備品、用度品購入支援として30万円を寄付いたしました。

会運営にあたっては、本部・支部及び部会役員、そして多くの会員の皆様の役割・責任とボランティア精神によりまして、コロナ禍においても事業活動に参加・ご協力いただきました。



議事進行



事業報告・事業計画



収支決算・予算報告



監査報告

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	27,906,909	15,569,069	12,337,840
未収会費	1,516,800	1,674,600	△ 157,800
前払金	7,310	35,906	△ 28,596
【流動資産合計】	29,431,019	17,279,575	12,151,444
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	439,834,860	489,834,860	△ 50,000,000
普通預金	20,057,246	20,037,314	19,932
投資有価証券	100,000,000	50,000,000	50,000,000
【基本財産合計】	565,929,387	565,909,455	19,932
(2)特定資産			
社会貢献引当資産	851,399	851,391	8
【特定資産合計】	851,399	851,391	8
(3)その他固定資産			
建物	52,325,226	54,790,812	△ 2,465,586
建物付属設備	365,563	426,064	△ 60,501
車両運搬具	603,250	904,422	△ 301,172
什器備品	691,874	997,613	△ 305,739
電話加入権	430,400	430,400	0
ソフトウェア	693,537	887,082	△ 193,545
長期前払費用	10,360	10,360	0
【その他固定資産合計】	55,120,210	58,446,753	△ 3,326,543
【固定資産合計】	621,900,996	625,207,599	△ 3,306,603
【資産合計】	651,332,015	642,487,174	8,844,841
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	120,000	150,000	△ 30,000
預り金	235,073	253,432	△ 18,359
【流動負債合計】	355,073	403,432	△ 48,359
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,329,060	9,102,940	2,226,120
【固定負債合計】	11,329,060	9,102,940	2,226,120
【負債合計】	11,684,133	9,506,372	2,177,761
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	639,647,882	632,980,802	6,667,080
(うち基本財産への充当額)	(565,929,387)	(565,909,455)	(19,932)
(うち特定資産への充当額)	(851,399)	(851,391)	(8)
【正味財産合計】	639,647,882	632,980,802	6,667,080
【負債及び正味財産合計】	651,332,015	642,487,174	8,844,841

事業に参加することがメリットにつながる

正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				委 託 費	965,508	1,041,929	△76,421
1. 経常増減の部				新 聞 図 書 費	187,200	204,907	△17,707
(1) 経常収益				支 払 手 数 料	2,597,632	2,803,531	△205,899
基本財産運用益	80,429	121,561	△41,132	雑 費	90,251	0	90,251
基本財産受取利息	80,429	121,561	△41,132	管 理 費	11,875,620	18,840,337	△6,964,717
特定資産運用益	8	1,051	△1,043	役 員 報 酬	0	528,000	△528,000
特定資産受取利息	8	1,051	△1,043	給 料 手 当	5,315,940	5,082,660	233,280
受取会費	38,165,000	39,535,400	△1,370,400	退職共済制度掛金	149,000	91,800	57,200
一般会費受取会費	38,165,000	39,535,400	△1,370,400	退職給付費用	445,224	283,918	161,306
事業収益	2,221,405	2,903,008	△681,603	福 利 厚 生 費	10,400	6,000	4,400
簡易保険取扱収益	0	142,639	△142,639	法 定 福 利 費	785,503	826,303	△40,800
講習会会費収益	98,000	318,800	△220,800	旅 費 交 通 費	228,432	229,149	△717
福利厚生事業収益	1,307,605	1,546,429	△238,824	通 信 運 搬 費	209,061	253,338	△44,277
広 告 収 益	721,000	661,200	59,800	減 価 償 却 費	665,309	719,312	△54,003
貸 館 業 収 益	94,800	233,940	△139,140	消 耗 什 器 備 品 費	21,792	8,208	13,584
受取補助金	29,341,139	29,846,212	△505,073	消 耗 品 費	65,679	204,651	△138,972
全法連受取助成金	27,924,000	28,154,900	△230,900	リ ー ス 料	130,643	121,820	8,823
東法連受取助成金	1,417,139	1,691,312	△274,173	修 繕 費	0	42,682	△42,682
受取負担金	0	5,114,000	△5,114,000	印 刷 製 本 費	300,944	475,057	△174,113
総会・賛詞受取負担金	0	4,160,000	△4,160,000	広 告 宣 伝 費	104,000	162,800	△58,800
会員交流事業負担金	0	954,000	△954,000	車 輛 管 理 費	2,358	14,027	△11,669
雑収益	558,358	573,130	△14,772	光 熱 水 料 費	190,764	207,799	△17,035
受 取 利 息	151	101	50	事 務 所 管 理 費	417,105	327,003	90,102
雑 収 益	558,207	573,029	△14,822	保 險 料	209,961	189,415	20,546
【経常収益計】	70,366,339	78,094,362	△7,728,023	表 彰 費	138,452	361,136	△222,684
(2) 経常費用				諸 謝 金	20,000	20,000	0
事 業 費	51,823,639	66,465,324	△14,641,685	会 場 費	435,912	890,455	△454,543
役 員 報 酬	0	2,112,000	△2,112,000	租 税 公 課	564,400	544,628	19,772
給 料 手 当	21,263,760	20,330,640	933,120	諸 会 費	148,375	351,850	△203,475
退職共済制度掛金	596,000	367,200	228,800	支 払 負 担 金	6,000	600,500	△594,500
退職給付費用	1,780,896	1,135,672	645,224	会 議 費	232,442	5,173,674	△4,941,232
福 利 厚 生 費	41,600	24,000	17,600	寄 附 金	300,000	0	300,000
法 定 福 利 費	3,142,013	3,305,211	△163,198	渉 外 慶 弔 費	8,100	228,839	△220,739
旅 費 交 通 費	965,730	2,031,003	△1,065,273	委 託 費	129,663	141,024	△11,361
通 信 運 搬 費	4,008,998	6,305,094	△2,296,096	新 聞 図 書 費	26,873	26,279	594
減 価 償 却 費	2,661,234	2,877,248	△216,014	支 払 手 数 料	355,888	404,810	△48,922
消 耗 什 器 備 品 費	87,166	32,832	54,334	雑 費	0	7,000	△7,000
消 耗 品 費	754,396	1,863,397	△1,109,001	貸 倒 損 失	257,400	316,200	△58,800
リ ー ス 料	522,571	487,280	35,291	【経常費用計】	63,699,259	85,305,661	△21,606,402
修 繕 費	0	170,726	△170,726	評価損益等調整前当期経常増減額	6,667,080	△7,211,299	13,878,379
印 刷 製 本 費	5,615,679	8,158,884	△2,543,205	評価損益等計	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	28,150	△28,150	当期経常増減額	6,667,080	△7,211,299	13,878,379
車 輛 管 理 費	9,431	56,110	△46,679	2. 経常外増減の部			
光 熱 水 料 費	763,056	831,197	△68,141	(1) 経常外収益			
事 務 所 管 理 費	1,668,421	1,308,012	360,409	経常外収益計	0	0	0
保 險 料	839,843	758,934	80,909	(2) 経常外費用			
表 彰 費	0	90,731	△90,731	経常外費用計	0	0	0
諸 謝 金	545,999	1,740,285	△1,194,286	当期経常外増減額	0	0	0
会 場 費	35,630	1,203,840	△1,168,210	【当期一般正味財産増減額】	6,667,080	△7,211,299	13,878,379
租 税 公 課	2,257,600	2,178,512	79,088	【一般正味財産期首残高】	632,980,802	640,192,101	△7,211,299
支 払 負 担 金	72,000	1,028,793	△956,793	【一般正味財産期末残高】	639,647,882	632,980,802	6,667,080
会 議 費	351,025	3,989,206	△3,638,181	Ⅲ 正味財産期末残高	639,647,882	632,980,802	6,667,080

この社会あなたの税がいきている

インボイス制度

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

- 説明内容** インボイス制度の基本的な仕組みについて
- 開催日時** 説明会サイトに掲載（随時掲載）
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。
- 定員** 各回100名（先着順）
- 費用** 無料（通信費用は実費となります。）

オンライン説明会とは？

- インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
- チャット機能を利用しての質疑応答を実施します。

オンライン説明会参加までの流れ

ステップ1

説明会サイトへのアクセス

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

《インターネット（WEB）のみ申込可能！！》
※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。



ステップ2

必要事項の入力

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

ステップ3

参加案内メールの受信

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

ステップ4

オンライン説明会への参加

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

国 税 庁

（令和3年5月）

渋谷税務署 異動報告

7月10日の定期異動により、渋谷税務署の幹部の方々の異動がありました。
そこで法人会事業と関わりのある新幹部の方をご紹介します、今後のご指導ご支援をお願い申し上げます。

新署長に
むろや
室谷

こういち
幸一 氏

法人担当副署長

(留任) ^{みやもと}宮本

(新任) ^{おおさわ}大澤

(新任) ^{ひかい}肥海

^{みつあき}

光章 氏 (法人総括担当)

^{よしゆき}

義之 氏 (法人調査担当)

^{ともりの}

智紀 氏 (法人調査担当)

令和3年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	室 谷 幸 一	局・査察・次長	署 長	會 田 耕 児	退 職
法人総括副署長	宮 本 光 章	留 任	法人総括副署長	北 野 彰 三	局・調一・特調官
法人調査副署長	大 澤 義 之	麹町・開発・特調官	法人調査副署長	宮 本 光 章	留 任
法人調査副署長	肥 海 智 紀	局・調一・補佐			
法人第1統括官	高 群 征 史	留 任	法人第1統括官	高 群 征 史	留 任
法人第2統括官	坂 部 康 大	庁・課税・係長	法人第2統括官	山 口 香代子	新宿・法人・専門官
法人第3統括官	齋 利 明	局・総務・専門官	法人第3統括官	黒 木 東	局・総務・相談官
総務課長補佐	持 永 瞬 一	局・課二・実査官	総務課長補佐	山 本 久美子	局・課一・主査
法人審理上席	大久保 和 也	武蔵野・法人・上席	法人審理上席	長 岡 望	留 任
法人会担当	長 岡 望	留 任	法人審理上席	小 西 雄 貴	青梅・法人・上席
法人審理調査官	中 本 十 郎	中野・管運・徴収官	法人会担当	上 月 亮	局・課二・実査官
法人審理上席	杉 山 健 一	麹町・法人・上席	法人審理上席	小 西 毅	相模原・法人・連調官
法人審理調査官	石 渡 篤 実	留 任	法人審理調査官	石 渡 篤 実	留 任

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長

會田 耕児 氏



連日の厳しい暑さが続く中、公益
社団法人渋谷法人会の皆様方には、
ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、この度の定期異動で定年を迎え国税の職場を退職することとなりました。長島会長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、昨年の着任以来、1年間大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

昨年2月頃から我が国においても猛威を振るっている新型コロナウイルス感染拡大の影響は、すでに1年と半年が経過しようとしています。渋谷法人会の事業活動も大きく制限され、困難な状況にあったことは承知しております。

このような状況にあっても、渋谷法人会の皆様方は、感染拡大防止措置を講じた各種税務講習会の開催や区

内の小学校で行われた租税教室への講師派遣など、できる限りの事業活動を行ってこられましたことに、改めて敬意を表する次第です。

また、この1年は、新型コロナウイルス感染症に対する対応やインボイス制度など、税務署としても多くの情報を発信する必要があった中、渋谷法人会の皆様方には、度々、周知・広報をご依頼させていただき、ご協力を賜りました。

これらのご活動やご協力が税務行政の円滑な運営に大きく貢献していることは言うまでもありません。会員の皆様方のご尽力に対し重ねて御礼申し上げます。

今後とも、より一層の公益事業の活性化、そのための組織の拡大をご期待申し上げるとともに、税務行政の良き理解者として、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一日も早い新型コロナウイルス感染拡大の収束と公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展、会員の皆様のご健勝ならびにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

電子納税、電子申告を活用しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)



**副署長
肥海 智紀**

出身：静岡県清水市(現静岡市)
前任：局調査第一部調査審理課
一言：この度の異動で局調査部から参りました。初めての渋谷署勤務ということで、若かりし頃に見ていた風景からすっかり変わった様子に驚きつつ、ところどころに残っている面影に少しほっとしながら日々を過ごしております。厳しい社会・経済状況の下、思うように活動できない場面も多いとは思いますが、皆様と交流を深めるとともに、行事等にも積極的に参加させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



**副署長
宮本 光章**

出身：熊本県熊本市
前任：留任
一言：渋谷署2年目となりました。厳しい経済状況が続いておりますが、一日も早くコロナが収束し、法人会の皆様と共に様々な活動ができますよう、引き続きよろしくお願ひ致します。



**署 長
室谷 幸一**

出身：福井県福井市
前任：査察部次長
一言：いわゆる「マルサ」の仕事を長年勤め、久々に税務署の運営に携わることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。長島会長をはじめ、渋谷法人会の会員の皆さまにおかれましては、常日頃から、税務行政につきまして、深いご理解と多大なるご協力を頂いていることに感謝申し上げます。昨年来のコロナ禍の中、経済活動を始めて、様々な面で多くの方が、大変な思いをされているところですが、税務行政におきましては、納税者の方々に寄り添った運営を心掛けることとしております。ご不明な点やお気付きの点がございましたら、遠慮なくお問い合わせいただければと存じます。この状況が一日でも早く収束し、皆さまとご一緒に従前にも増した活発な会活動ができることを心待ちにしております。



**副署長
大澤 義之**

出身：東京都新宿区
前任：麹町税務署 特別国税調査官(開発調査担当)
一言：渋谷署勤務は5年ぶりとなりますが、活気溢れるこの街で再び勤務できることに喜びを感じております。コロナの影響もありますが、様々な機会を通じて皆様との交流を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



**法人課税第3部門
審理担当上席調査官
杉山 健一**

出身：東京都八王子市
前任：麹町税務署法人課税第3部門
一言：新型コロナウイルス感染症の拡大が続いておりますが、より良い研修会をより安全に開催できるよう努力したいと思っております。よろしくお願いいたします。



**法人課税第3部門
統括国税調査官
齋 利明**

出身：千葉県市原市
前任：東京国税局総務部情報処理第3部門
一言：初めての渋谷署勤務です。渋谷区内の名所巡りなど、渋谷の街の魅力をもっと知りたいと思っています。一年間よろしくお願いいたします。



**法人課税第1部門
統括国税調査官
高群 征史**

出身：兵庫県西宮市
前任：留任(2年目)
一言：日頃より、大変お世話になっております。法人会の皆様と一緒に様々な行事に取り組みながら、前年にも増して交流を深めて行きたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。



**法人課税第1部門
審理担当上席調査官
長岡 望**

出身：神奈川県相模原市
前任：留任(2年目)
一言：渋谷税務署2年目となり、本年は法人会の担当をさせていただきましたことになりました。会活動に少しでも貢献できるように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

障がい者等、 社会的弱者を幸せにする

人を大切にする経営というフレーズを聞くことが多くなりましたが、従業員だけではなく、とりわけ障がい者や高齢者など社会的弱者を大切にすることも重要でしょう。

障がい者や高齢者より強者である企業は、雇用や商品、サービス、あるいはボランティア活動を通じ、可能な限り、その幸せの実現に向け、直接・間接支援するのは、当然でしょう。

障がい者の有無は、その人が努力したとか、しなかったといったこととは無関係だからです。もっとはっきり言えば、障がい者として生まれたかった人とか、障がい児を産みたかったという母親は、存在しないからです。

人間は必ず高齢者になります。そうなれば、本人が好むと好まざるとにかかわらず、程度の差こそあれ、障がいと一緒に生きなければなりません。つまり、すべての強者は、やがて弱者になる宿命の中で生きているからです。

こうして考えれば、企業や、そこで働く健常者である強者が、障がい者や高齢者の幸せを心し、応援することは当然のことであり、それが正しい生き方であるかもしれません。そうした企業こそが、高い評価を受ける社会こそが、望ましい社会でしょう。

しかしながら、現実には、望ましい社会とはほど遠いというのが、偽らざる実態です。例えば「障害者雇用促進法」では、障がい者の法定雇用率は、民間企業では2.3%となっているにもかかわらず、実態は2.17%前後です。これは該当企業のおよそ半分が、それを遵守していないからです。

また、障がいのある生徒が学ぶ特別支援学校の一般企業への就職率は、平均して25%前後、つまり4人に1人程度です。好不況を問わず、決定的に雇用の場が不足しています。その結果、特別支援学校を卒業して

も、大半の人々は働く意思、働く能力が、程度の差こそあれ、あるにもかかわらず、就労移行支援施設や就労継続支援A型・B型といった施設でしか、働くことができないのです。そして一生の大半を、そうした施設や自宅で暮らすことになるのです。

障がい者の就労問題は、雇用の方がすくないということだけではありません。賃金面でも、問題が大きいです。例えば一般企業への就職が困難な障がい者に対し、その能力向上を目指す障がい者就労継続支援事業というものがあります。企業と雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約をしない「B型」がありますが、B型で働く障がい者の平均月収は、全国平均で約16,000円しかありません。勤務日数・労働時間は、健常者とそれほど変わらないのにです。

国内労働者の平均月収が30万円前後であることを考えると、いかなる困難があるとはいえ、障がい者の賃金は極端に低いと言わざるを得ないでしょう。就労率ばかりか賃金面においても、障がい者をめぐる環境は劣悪なのです。

障がい者雇用がなかなか進まない最大の理由は、多くの企業がこの問題に対して見て見ぬふりをし、正面から取り組もうとしないからです。また、劣悪な賃金の最大の理由は、障がい者の生産性の問題もありますが、障がい者一人ひとりの持つ障害や個性を、活かす努力、育てる努力が企業に決定的に欠けているからです。

人間の幸せは、「人に褒められること」「人に必要とされること」「人に喜ばれること」「人に愛されること」の4つと、師事する方から聞いたことがあります。人間の幸せは、働くことをおいて、他では得ることが不可能なのです。

知人の精神科の先生が「精神障がいという病は、病院でも薬でも、完全に治すことは難しい。症状を抑えたり、症状を遅らせたりするのが精いっぱいです。この障がいを治す唯一の薬は、社会参加、働くことなのです。働くことをおいて、障がいを治すことはできません」。この言葉は心にとっても響きました。

人間は皆、幸せになるために生まれ、幸せになりたいから頑張っています。障がい者は、私たちだったかもしれません。私たちの家族だったかもしれません。そう考えた時、あなたはどうしますか。見て見ぬふりなどできますか。私はいつも社会に問い続けています。

法人会 事業 アラカルト

令和3年度簿記講習会終了！

4月6日(火)から開催していた令和3年度初級簿記講習会を6月4日(金)に無事終了した。途中『緊急事態宣言』の発出もあったが、少人数であることと、感染症対策を十分にとった上で継続開催した。また、受講者の方々も特に疑問を持たれた方も無かった。

受講者は9名だったが、ほとんど欠席者も無く、受講者全員に修了証をお渡し出来た。検定試験の実施方法も大幅に変更になっており、ウェブ受験と通常の試験の2種類から選べるようになっており、試験時間の短縮等もあり、難易度が上がっていると言われていたが、現在2名の方の合格報告もあった。



修了証授与



講師：芝村礼子氏



講習会最終日

e-Tax推進により、 會田渋谷税務署長より感謝状受彰

2004年にサービス開始された国税電子申告・納税システム所謂e-Taxの普及のため、2010年1月、渋谷法人会では税務関係六団体(当時)、渋谷区商店会連合会、原宿表参道櫓会、渋谷優法会合同で『渋谷電子申告・電子納税推進協議会』を発足させ、その中心となって普及推進してきた。その協議会の発足当初から事務局として貢献してきた相澤事務局参与に6月24日(木)、會田渋谷税務署長より、感謝状が授与された。



感謝状授与



署長副署長と

第49回夏期ゼミナールを開催

去る7月5日(月)に渋谷法人会館に於いて、夏期ゼミナールを開催した。昨年度は、新型コロナウイルスのため開催自体を中止し、今年度は、宿泊・宴会は行わず、昨年講演いただく予定だった、税理士の三木信博先生に『なぜ、ビールの税金はこんなに高いのか』・・・日本における酒税の特殊性・・・と題してご講演いただいた。

受講者は、感染症対策等で参加人数を制限したこともあり、18名だった。



長島会長挨拶



講師：三木信博氏



ゼミナール

部会だより

『租税教室』を開催(神宮前小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということを学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、6月15日(火)神宮前小学校で6年生を対象に2クラスに分けて開催した。出席者は2クラス合計で53名。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら・・・といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。



神宮前小学校租税教室



講師：松崎副部会長・上田幹事

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和3年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)CREST	秋山 大輔	広尾1-8-2		不動産・建設・中古車重機コンサル業
4	(株)Shapes	尾関 紀篤	南平台町2-12	3463-6666	サービス
4	(株)アート・エージェンシー	井下田和夫	桜丘町26-1	6410-6630	広告業
8	(株)BEAVERS	細谷 法彦	代々木5-7-5	6407-9340	ロケサービス事業

令和3年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	EDSTROM OFFICE(株)	塩尻 淑子	恵比寿3-21-2	6427-5901	ファッションコンサルティング
1	(株)エムノート	正岡 有貴	恵比寿1-30-1		サービス業
2	(株)アクセレオ	長ヶ原 茜	猿楽町5-1	6416-4571	人材派遣
6	オン・エア(株)	井澤 久	富ヶ谷2-4-17	3465-8811	設計
8	(株)EWC	勝谷 慶祐	代々木5-39-5	6260-8440	サービス業
10	(有)LIBRA	荒川 美ね	千駄ヶ谷2-2-4		不動産賃貸
11	(株)CAREVE in	石原 裕久	神宮前2-33-16	6455-2945	映像制作
11	(株)PANS FILM	石原 裕久	恵比寿3-6-19	6450-3557	映像制作業
11	(株)SOUP STUDIO	石原 裕久	神宮前2-33-8	6455-2945	映像制作
11	(株)ロクナナ	上田 公宏	神宮前1-1-12	3408-4605	ソフトウェア開発
区外	アーリークラフト	齋藤 昭彦	大田区東六郷1-13-10	3737-9522	

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

8・9月

『花火』

夏の夜空を彩る花火は、遠く離れた所にいる人に急を知らせるのろしが原型とされている。日本へは異国からの献上品として入ったらしい。伊達正宗が1589年に「大唐人」から花火を送られたという記録がある。江戸時代に入ると、花火づくりは活発となり、江戸の町では花火見物が盛んになった。1733年、前年の飢饉や疫病で亡くなった死者の霊を慰めるため、隅田川の両国橋付近で20発前後の花火が打ち上げられた。

花火には鎮魂の意味が込められている。新潟県長岡市で毎年行われる花火大会は、終戦直前の空襲による犠牲者を悼んでのものだ。「長岡の花火」という代表作のある画家、山下清はこんな言葉を残している。『みんなが爆弾なんかつくらないで、きれいな花火ばかりをつくっていたら、きっと戦争なんか起きなかったんだ』

『太閤下水』

汚水や雨水をどう処理するか

は古来、人々が集まって住む都市の重要な課題だった。下水道の歴史は紀元前までさかのぼる。紀元前5000年ごろ、メソポタミアの都市国家群で排水溝が築造された。本格的な下水道は1370年パリで築造されたもの。この下水道が後のヴィクトル・ユゴーの小説「レ・ミゼラブル」の舞台になった。

日本では、1583年に豊臣秀吉が大阪城築城に合わせて建設した太閤下水がある。道路に面した町屋や商家の裏手、家同士が背中合わせになるところに汚水を流す下水を掘った。背割下水といい、やがて太閤下水の名が付いた。この下水は江戸時代になっても拡張され、町衆が管理した。

1889年には総延長約350キロに達したという調査結果もあり、一部は今も現役で使われている。9月10日は「下水の日」。日ごろ意識しない下水の役割を見直したい。



メールアドレスを登録しよう



災害等により甚大な被害を受けた方に対して 都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

◆減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

◆減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。（不動産取得税を除く。）

◆減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一時に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、9月30日(木)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

口座振替

ご利用している預（貯）金口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税ができます。
 詳しくは下記をご覧ください。

クレジットカード

インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。
 ※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限りです。
 ※税額に応じた決済手数料がかかります。
 ※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください）。
 ※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホアプリ

利用できるアプリ：au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
 ※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。
 アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
 ※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください）。

インターネット モバイル バンキング ATM

金融機関・郵便局の（ペイジー）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 ※（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 ※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。
 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

振替納税を利用しよう

簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで !!



- 簡単** ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 便利** ●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
 ●9月10日までに申込みいただくと、**固定資産税・都市計画税第2期**からの口座振替が可能です。
 ※11日以降に申込みいただいた場合、**令和3年度第3期**からの振替となります。
- 安心** ●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。
- <口座振替のお問合せ先>** 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)
 ※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物(プレプリント申告書)から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

◆時期 令和3年10月送付分から

◆対象者 電子申告利用事業者

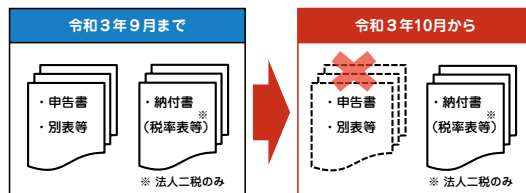
(東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者)

◆変更点 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
 (法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)

●申告書、別表は東京都主税局ホームページ
 (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>)
 からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ
 (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

【お問合せ先】(法人二税) 所管都税事務所の法人事業税担当班
 (事業所税) 所管都税事務所の事業所税担当班



しずや法人No.570 クロスワードパズル●解答

解答 イトキリバ

ハ	ギ	シ	リ	キ	カ	イ
ミ	カ	ン	ニ	ン	レ	
ガ	マ	ン	ユ	キ	バ	
キ	ス	タ	ウ	ン	シ	
	ク	チ	バ	シ	リ	ス
イ	ヨ	コ	ハ	ト		
シ	ニ	ク	ス	イ	ー	ツ
ヤ	ゴ	カ	イ	ル	リ	

●当選者

しずや法人No.570の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。ご当選者をご紹介します。

恵比寿南 原田様
 幡ヶ谷 横田様
 神宮前 小泉様
 神南 石田様
 東 水野様

正解者の中から 抽選で5名の方に クオカード1000円分 をプレゼント!

応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
 e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和3年8月27日金**(消印有効)とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。
 太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。
 A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A	B	C	D	E				
2	4	3	2	9				

問題

		2				6		
	A		7		4		B	
	3	4				7	8	
5			C	8				1
8			5	7				2
1			2					3
	5		D				1	
		6			E	2		
			6	4	3			
A	B	C	D	E				

会員
特典



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります



2021年4月現在

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金 (税込)
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族*の方 *家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。	26.4万円 (税別24万円)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応



0120-421-493

まず始めに、「渋谷法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社

くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス
特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

桜新町式場



式場数	2式場
安置室	○
仮眠室	バス
	トイレ
駐車場	14台

住 所 東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

アダージョ世田谷代田



式場数	1式場
安置室	○
仮眠室	バス
	トイレ
駐車場	7台

住 所 東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755 ※記載のサービス内容は、状況により変更となる場合がございます。